令　和　８　年

石狩市教育委員会会議（10月定例会）議案

石　狩　市　教　育　委　員　会

日　程

日　時　　令和８年 10 月 28 日（水）　午後１時 30 分

場　所　　市役所本庁舎　第２委員会室

日程第１　署名委員の指名

日程第２　議案第１号　石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

議案第２号　石狩市文化財保護審議会への諮問について

議案第３号　石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について【非公開】

承認第１号　石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱について

日程第３　教育長報告

日程第４　報告事項

①令和８年度全国学力・学習状況調査結果報告～石狩市における結果概要～

日程第５　その他

日程第６　次回定例会の開催について

令和８年 11 月　日（　）　　時　　分開催

議案第１号

石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

令和８年 10 月 28 日提出

教育長　西田　正人

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成３年教育委員会規則第 13 号）第１条第３号の規定に基づき議決を求める。

＜改正内容＞

令和８年９月１日に令和８年第３回石狩市議会定例会で町名変更に関する議案が可決され、令和８年 10 月 30 日から現在の「花川東」の一部の町名が「緑苑台西二条一丁目・二丁目」に変更となることに伴い、関係規則の所要の改正を行うもの。

議案第２号

石狩市文化財保護審議会への諮問について

令和８年10月28日提出

教育長　西田　正人

このことについて、石狩市文化財保護審議会に対し、下記のとおり諮問したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成３年教育委員会規則第13号）第１条第15号の規定に基づき議決を求める。

＜諮問文案＞

石教文第　　号

令和　８年　　月　　日

石狩市文化財保護審議会

会長　百瀬　響　様

石狩市教育委員会

教育長　　西田　正人

「千手観音立像」の市指定文化財指定について（諮問）

石狩市文化財保護条例第４条第２項、第５条第１項及び石狩市文化財保護条例施行規則第４条第４項第１号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

１　諮問事項

「千手観音立像」の市指定文化財指定について

２　諮問する文化財の概要

別紙のとおり

（別紙）

諮問する文化財の概要

１ 名　称(仮称)

千手観音立像（りゅうぞう）

２ 種　別

民俗文化財(有形)

３ 員　数

１点

４ 所有者・管理者

臨済宗妙心寺派　妙法山春光寺

５ 保管の所在地

石狩市生振 325－１　春光寺内

６ 文化財の概要

(1) 大きさ

像高：39.5cm、　総高：54.5cm

(2) 帰属時期(年代)

南北朝時代(14 世紀後半)

(3) 文化財の状態

昭和 10 年から 20 年頃に、小樽市にある同宗派の在家の方から譲り受けたもの。北海道に運ばれた理由は明らかではないが、現在は春光寺内に安置されている。

今回、指定の対象となるのは仏像本体となる。

(4)文化財の価値

本仏像は平成 30 年度実施の文化財総合調査(石狩市教育委員会)において仏教彫刻の専門家である寺島典人学芸員(当時大津市歴史博物館)による調査を行ったところ、南北朝時代(14 世紀後半)に制作されたものであるとの所見を得ている。

北海道に仏教が流入したのは江戸時代、布教が本格化したのは明治時代とされ、一般的に寺院に安置される仏像も江戸時代以降のものが多数を占める。一方で、本仏像は、南北朝時代の仏像に見られる特徴を備えた技術的に一定のレベルに達しているもので、左足の先が一部欠けていることを除き、飾り金具も揃っており保存状態も良好である。

北海道内で知られている同年代及びそれ以前の仏教関係の文化財は、北海道指定、市町村指定を含めても極めて少ない。本仏像は北海道内では希少性が高い貴重な資料である。



全体



仏像本体(正面)



仏像本体(背面)

承認第１号

石狩市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱について

令和８年 10 月 28 日提出

教育長　西　田　正　人

このことについて、石狩市教育委員会教育長事務専決規程（昭和53年５月29日教育委員会訓令第１号）第２条第１項の規定に基づき専決したので、同条第２項の規定に基づき報告し、承認を求める。

１．委員を解嘱した者

	区　　分	氏　　名	性別	所属団体等	解嘱する理由
1	学識経験を有する者	原田　伊織	男	石狩市人権擁護委員代表者	推薦団体の意向による解嘱

２．解嘱した日

令和８年９月 30 日